

Client Alert

15 April 2026

本アラートに関する
お問い合わせ先：



Chan, Ruby
Partner
Hong Kong office
+852 2846 2368
Ruby.Chan@bakermckenzie.com



Saenz de Ormijana, Silvia
Associate
Barcelona office
+34 93 206 0859
Silvia.SaenzdeOrmijana@bakermckenzie.com



Wong, Carly
Associate
Hong Kong office
+852 2846 2441
Carly.Wong@bakermckenzie.com

欧州：EUIPO、悪意を理由に販売代理店の商標を無効と判断 — Biozeal 対 TNSG 事件

概要

2025年7月25日、欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、中国における ChildLife 製品の元独占販売代理店と関係を有する企業である TNSG Health Co. Ltd. が登録していた商標「童年时光」（TONG NIAN SHI GUANG、EU 商標登録第 018105147 号）について、出願時の悪意（bad faith）を理由として無効とする決定を下した。本件決定は、当事者間に 10 年以上に及ぶ取引関係が存在していたことを前提に、販売代理店及びその関連会社による商標出願の経緯や意図を総合的に評価したものである。

販売代理店が、取引関係やブランドへの関与を背景として、権利者の同意なく商標登録を行う事例は少なからず存在し、その対応に苦慮する日本企業も多く見受けられる。本件決定は、こうした実務上頻発する問題について、EUIPO がどのような観点から悪意を認定するのかを具体的に示すものであり、国際的な販売代理店関係を有する日本企業にとっても、取るべき対応や予防策を検討する上で有益な指針・参考となる。本アラートでは、以下、本件の事実関係及び EUIPO の判断を詳しく解説する。

詳細

Biozeal LLC は、ChildLife ブランドの下で栄養補助食品の開発及び販売を行うために設立された米国企業である。2010 年以降、Biozeal の製品は、中国本土、香港、マカオにおいて、当初は Asambly Chemicals Co., Ltd.、その後は南京 TNSG バイオテック有限公司（以下、「南京 TNSG」）が関与する販売ネットワークを通じて流通していた。

2012 年に Asambly との契約が終了した後、南京 TNSG が当該地域における ChildLife 製品の独占販売代理店の地位を引き継いだ。この取引関係は、2013 年及び 2018 年に締結された販売契約によって正式に確立され、これらの契約においては、ChildLife 商標の他言語翻訳やバリエーションを含む ChildLife に関する知的財産権が Biozeal に帰属することが、明示的又は黙示的に認められていた。

TNSG Health Co. Ltd.（以下、「TNSG Health」）は、株主構成及び経営陣を共有する等、南京 TNSG と密接な関係を有する企業である。2019 年 8 月、販売契約がなお有効に存続していたにもかかわらず、TNSG Health は、「童年时光」（TONG NIAN SHI GUANG）について EU 商標出願を行った。この中国語商標は、以下のような態様で、ChildLife ブランドと一体的に継続使用されており、消費者及び行政当局からも ChildLife の中国語版として広く認識されていたものである。

日本語での お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



当該 EU 出願は Biozeal の同意なく行われ、また、ChildLife 関連商標の登録を禁止する契約条項にも違反するものであった。そこで Biozeal は、2022 年 7 月、EUIPO に対し、欧州連合商標規則（EUTMR）第 59 条第 1 項(b)に基づく悪意出願を含む理由を根拠として無効請求を行い、EUIPO はこれを認容した。

取消部（Cancellation Division）は、事実関係及び法的背景について詳細な検討を行い、悪意の有無は出願時点における出願人の意図及び行動を全体的に評価して判断されるべきであると強調した。そして、Lindt Goldhase 事件（C 529/07、EU:C:2009:361）を引用し、商標出願が、倫理的行動原則や誠実な商取引慣行から逸脱した不誠実な意図を反映する場合に悪意が認められると改めて述べた。

本件では、10 年以上にわたる Biozeal と南京 TNSG との取引関係から、公正な行動義務（duty of fair play）が生じていたと EUIPO は認定した。2013 年及び 2018 年の販売契約、とりわけ 2018 年の契約では、翻訳や他言語版を含む ChildLife 商標のいかなる登録も販売代理店が行うことを明示的に禁止していた。それにもかかわらず、2019 年、販売契約が有効に存続している間に、南京 TNSG と密接な関係にある TNSG Health が問題となった EU 商標を出願していた。

EUIPO は、「童年时光」が英語商標「CHILDLIFE」と併用されて使用されており、南京 TNSG が両標章が同一の出所に由来するものであると中国の需要者に認識させてきた点を指摘した。また、南京 TNSG が中国において英語版及び中国語版の ChildLife 商標を同日に出願していた事実から、TNSG Health にとっても「CHILDLIFE」と「童年时光」が同等の標章であることが示されるとした。さらに、TNSG Health による EU における「童年时光」出願は、営業上の合理性を有しないものと評価された。

最終的に EUIPO は、係争商標は、2021 年まで契約関係にあった関連会社（南京 TNSG）を通じて Biozeal と関係を有していた TNSG Health が、Biozeal の商標を不正に取得する意図で出願したものであると結論付け、その他の多数の関連事情と併せて、悪意の認定を支持すると判断した。

その結果、当該商標は全指定商品・役務について無効とされ、TNSG Health には手続費用の負担が命じられた。

実務上の示唆

本決定は、販売代理店（及びその関連会社）による無断出願・権利化に対し、EUIPO が取引関係の経緯や契約上の義務、出願の合理性等を総合考慮して悪意を認定し得ることを示した点で重要である。販売代理店が現地表記の商標等を取引する事例は少なからず見られ、日本企業にとっても海外展開時の典型的リスクである。



実務対応としては、①契約において帰属確認に加え、翻訳・音訳等を含む出願禁止、関連会社への拘束、移転・協力義務及び制裁条項を整備すること、②主要国で現地表記を含む先回り出願とドメイン/SNSの権利者管理を徹底すること、③代理店名・関連会社名も含めたウォッチ体制を敷き、出願段階で早期に対応することが有効である。無断出願が発覚した場合は、契約違反に基づく是正要求と、異議・無効等の手続を同時並行で進め、証拠（取引経緯・使用態様・関係性）を体系的に揃えることが肝要である。

英語版は[こちら](#)。